

グッドな農業を目指すGAP推進PR事業実施要領

第1 趣旨及び目的

2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたGAPの取組みは全国に拡大し、国は令和4年に策定した国際水準GAPガイドラインにおいて、2030年までに、ほぼ全ての国内の産地で国際水準のGAPを普及する目標を設定した。

こうした中で、当県では「ぎふ清流GAP評価制度」を令和2年11月に創設するとともに、県のGAP推進拠点として、農場評価とGAP指導者の育成業務を担う「ぎふ清流GAP推進センター」を開所し、GAPの普及推進を図っている。

一方で、ぎふ清流GAP評価制度の普及拡大には、本制度による安全・安心で信頼のある農林産物を生産する農業者の取組みを、消費者や流通・販売業者に理解されることが重要である。

そこで、本事業では、ぎふ清流GAP評価制度の認証ロゴマークを活用し、ぎふ清流GAP農林産物の販売促進と消費者への認知度向上に取り組む農業者等を支援することを目的とする。

第2 事業の内容

1 事業実施主体

この事業の実施主体は、ぎふ清流GAP評価制度の評価生産者、関係団体（全国農業協同組合連合会岐阜県本部、岐阜県園芸特産振興会、一般社団法人ぎふクリーン農業研究センター、市町村、農業協同組合など）とする。

2 事業の内容

この事業は、第2の1の事業実施主体に対し、ぎふ清流GAP評価制度の認証ロゴマークを活用した農林産物の販売促進資材及び普及啓発資材等の制作に必要な経費を支援する。

対象事業は次に掲げる内容とする。

- (1) 農林産物の包装資材の版代
- (2) シール作成費
- (3) チラシ、のぼり旗、看板、ポップなどの普及啓発、販売促進資材の作成費

3 採択要件

この事業として採択する事業計画は、次の要件を満たすものとする。

(1) ぎふ清流GAP評価制度の評価生産者（以下、「評価生産者」という。）

- ・ぎふ清流GAP評価制度による農場評価を受けていること。
- ・ぎふ清流GAP評価制度評価基準 2020 に基づく、総合評価において、到達レベルが Advance、Basic に認証されていること。
- ・ぎふ清流GAP評価制度評価基準 2023 に基づく、総合評価において、国際水準GAPガイドラインの全項目を遵守していること。
- ・「ぎふ清流GAPロゴマーク使用取扱要領」に規定するロゴマークの表示要件を満たすこと。

(2) 関係団体

- ・関係団体の支援範囲において、ぎふ清流GAP評価制度の取組が実施されていること。

第3 事業実施の手続き

1 事業実施計画の提出と承認

(1) 事業実施主体が評価生産者、市町村、農業協同組合の場合は、事業計画承認申請書（別記様式第1号）に、事業実施計画書（別記様式第4号）を添え、原則市町村を経由して農林事務所に提出するものとする。

(2) 事業実施主体が、市町村、農業協同組合以外の関係団体の場合は、事業計画承認申請書（別記様式第1号）に、事業実施計画書（別記様式第4号）を添え、知事に提出するものとする。

2 事業実施計画の承認

(1) 知事及び農林事務所長は、事業実施主体から事業実施計画書の提出があったときは、これを審査し、事業効果の高い事業から優先的に予算の範囲で承認するものとする。

(2) 知事及び農林事務所長は、当該事業実施計画の内容が適切であると認められる場合、別記様式第5号により承認するものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

(1) 事業実施主体は、事業実施計画について、次に掲げる変更を行う場合は、あらかじめ承認を受けるものとする。

ア 事業費の30%を超える増減

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業の中止又は廃止

(2) 前項の規定により、知事又は農林事務所長の承認を受けようとする場合は、次に掲げる様式により、第3の1に準じて行うものとする。

ア 前項のア及びイの場合、事業実施計画変更承認申請書(別記様式第2号)

イ 前項のウの場合、事業実施計画中止(廃止)承認申請書(別記様式第3号)

第4 助成措置

1 知事は、予算の範囲内において、この事業に要する経費の3分の1以内の額を事業実施主体に対し、「岐阜県補助金等交付規則」(昭和57年岐阜県規則第8号)及び「岐阜県農業振興事業補助金交付要綱」(平成18年3月31日付農政第294号農政部長通知)に定めるところにより助成を行うものとする。

2 補助金額の上限は、事業内容に応じて以下のとおりとする。

(1) 農林産物の包装資材の版代

ア 評価生産者(個人、法人)

補助金額の上限 100千円

イ 評価生産者(農業者が組織する団体)

補助金額の上限 300千円

(2) シール作成費

ア 評価生産者(個人、法人)

補助金額の上限 30千円

イ 評価生産者(農業者が組織する団体)

補助金額の上限 100千円

(3) チラシ、のぼり旗、看板、ポップなどの普及啓発、販売促進資材の作成費

補助金額の上限 300千円

3 事業実施主体が評価生産者である場合、本事業による助成は、ぎふ清流GAP評価制度実施要綱の第8条及び第11条に規定する農場評価証書の発行日から有効期間までに1回限りとする。

4 事業の着手は、原則として規則第5条の規定による補助金等の交付決定(以下、「交付決定」という。)に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事業により交付決定前に着手する場合は、事業実施主体は、知事の適正な指導を受けるとともに、

交付決定前着手届（別記様式第6号）を知事又は農林事務所長へ提出するものとする。

この場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は、自らの責任とすることを了承の上で行うものとする。

第5 報告

- 1 事業実施主体は、事業完了時に、事業実績報告書（別記様式第7号）に、事業実施実績書（別記様式第4号）を添え、知事又は農林事務所長へ報告するものとする。
- 2 事業実績報告書の提出は、第3の1に準じて行うものとする。
- 3 また、知事は必要に応じて、事業主体に対し事業の実施状況等について報告を求めることができるものとする。

第6 事業の推進指導

知事及び農林事務所長は、関係機関と連携し、事業実施主体における事業実施体制の整備、事業実施計画の策定及び事業の実施について、必要な指導、助言を行うものとする。

第7 その他

この事業の実施にあたり、その他必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。